

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和5年6月5日	令和5年6月19日	大阪市（福祉局）が大阪府から地方自治法245条-6 245条-7の是正の勧告、是正の指示を受けた事がわかるもの	不存在	号	福祉局	総務課（総務グループ）
令和5年6月5日	令和5年7月19日	(請求内容の3点目について) 令4年5月16日 10:18 送信メール (情報提供)京橋市税事務所における課税処理遅延について	公開	号	福祉局	総務課（総務グループ）
令和5年6月5日	令和5年7月19日	・通知 令和4年度 税務事務システムにおける個人市・府民税情報の庁内情報連携（リンケージ）の電算処理日程について（通知） 別紙1 【令和4年度】リンケージに関する電算スケジュール表 別紙2 庁内情報連携（リンケージ）電算処理日程変更依頼書兼報告書 ・システム設計書 ・ファイル定義書 ・インタフェース仕様書 ・ジョブフロー ・通知 令和3年度 税務事務システムにおける個人市・府民税情報の庁内情報連携（リンケージ）の電算処理日程について（通知） 別紙1 令和3年度 年間電算処理日程表 別紙2 庁内情報連携（リンケージ）電算処理日程変更依頼書兼報告書 他101件	部分公開	156号	福祉局	総務課（総務グループ）
令和5年6月13日	令和5年6月27日	大阪市役所6階の立面図（福祉局障がい福祉課の部屋のもの）	不存在	号	福祉局	総務課（総務グループ）
令和5年6月16日	令和5年6月29日	平成四年三月三十一日（保険発第三八号、庁文発第一、二四四号）の通知等があるにもかかわらず国保法第6条の1号～7号、10号、11号は、年金事務所が行うものと言える根拠がわかるもの 市民の声N○2375-10105-001-004	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年6月16日	令和5年6月29日	大阪市（福祉局）は、平成4年3月31日（保険発第38号、庁文発第1、244号）を無視する（反映されていない）から2375-10105-001-16の回答になっている理由がわかるもの	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年6月16日	令和5年6月29日	大阪市は、国保も健保も加入していればその保険の被保険者であると、市民に教示、周知して、だまして保険料をだましとっている理由がわかるもの	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年6月16日	令和5年6月30日	福祉局の広聴では、市民の声の回答に回答案チェックを行わない理由がわかるもの	不存在	号	福祉局	総務課（総務グループ）
令和5年6月19日	令和5年7月3日	平成30年度分～令和3年度分 ・障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（第9次改正） 別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準 他3件	公開	号	福祉局	障がい福祉課（推進グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和5年6月19日	令和5年7月3日	(障がい児福祉手当) 平成30年度分 平成30年度特別障がい者手当等の障がい認定審査にかかる 意見聴取医師の選定について ・ 決裁起文書 ・ 決裁案 ・ 履歴書 (9名分) ・ 大阪市特別児童扶養手当等の障がい認定審査にかかる意 見聴取医師選定要綱 他11件	部分公開	5 号	福祉局	障がい福祉課 (推進グループ)
令和5年6月22日	令和5年7月6日	大阪市では、国民健康保険法第127条を行わないとしている 理由がわかるもの	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年6月22日	令和5年7月6日	昭和44年4月28日(保発14号) 窓口における国民健康保険の被保険者の審査を大阪市が行 わない理由	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年6月22日	令和5年7月6日	昭和44年4月28日(保発14号) 窓口職員が、関係法令及び、事務処理の方法について十分 な理解をもつよう配慮することとされているが、大阪市は 行わない理由がわかるもの	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年6月22日	令和5年7月6日	大阪市の国保では、昭和34年1月27日保発4号でも禁止さ れている健保と国保の2重加入を非正規労働者、派遣、外 国人労働者にすすめる行政をするかわかる文書	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年6月22日	令和5年7月6日	大阪市では国保行政において昭和34年1月27日保発4号に も書かれているが、被保険者の資格の統一を図らない理由 がわかるもの	不存在	号	福祉局	保険年金課
令和5年6月27日	令和5年7月11日	大阪市生活保護法施行細則第33条の規定により福祉局長が 指定した様式に係る全ての公文書	不存在	号	福祉局	保護課(保護 グループ)
令和5年6月29日	令和5年7月11日	大阪市が国保法第127条を使うのは、国保の加入される為だ けに行う理由がわかるもの、(除外には行っていない)で きれば加入するために過料を過ぎた件数と除外するために 過料を過ぎた件数がわかるもの(9条の届出)	不存在	号	福祉局	保険年金課